

## 2024-2026 年度課題別研修「建築防災」

### 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

#### 1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

課題別研修「建築防災」

(2) 技術研修期間（予定）：【来日研修】2024 年 9 月中旬～2024 年 10 月中旬

(3) 研修員（予定）

1) 定員：8 名

2) 研修対象国：カンボジア、バングラデシュ、ネパール、アルジェリア、トルコ

3) 研修対象組織：建築基準、規制システム、建築防災政策の施策に関わる政府及び政府関係機関及びこれに関係する機関（地方政府などの実施機関基準、作成に関わる研究機関、実務者の指導的機関など）。

4) 対象者：

① 上記組織に所属し、建築基準の策定、規制システムの整備・実施に関わっており、指導的立場になることが期待される者

② 大学卒業または同等の資格を有する者

③ 心身共に健康な者

④ 十分な英語力がある者

⑤ 建築行政、建築設計、建築構造等の建築技術関係の経験を 5 年以上有する者が望ましい。

⑥ 25 歳以上 50 歳以下のものが望ましい。

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

近年、世界各国において地震や津波などの大災害が発生し、甚大な被害を引き起こしている。安全な建築物は人々の生命を守るが、秩序なく建設された建築物は人々の生命を奪う。安全な建築物は、適切な建築基準と規制システムを通じて建設される。この点を踏まえ、本研修は、日本の経験に基づい

て、建築基準、建築規制システム及び建築防災政策・技術に関する知見を習得し、PCM手法を用いて自国の課題を分析・把握した上で、解決に役立つアイデアを獲得するものである。

(6) 案件目標：

建築基準、建築規制システム、建設技術の能力開発により、建築物に関する災害及び被害軽減のための実践的知識が獲得される。

(7) 単元目標（アウトプット）：

- 1) 問題分析法（PCM）を手掛かりとし、自国の問題を分析する。
- 2) 日本の建築基準、規制システム、及び関連の防災技術の概要を理解する。
- 3) 課題解決に役立つアイデアを獲得する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ・ 日本の建築基準と規制制度、および各国との比較
- ・ 建物の地震対策（耐震、制震、免震）および火災対策の実例
- ・ 各国の現状把握にかかる発表・ディスカッション
- ・ PCM手法を用いた課題分析・課題解決のためのアイデアづくり、アクションプラン策定

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 討議・グループワーク
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

- ・ 集合ブリーフィング  
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年8月中旬～2024年11月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の作成指導、評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

（注）上記業務内容は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上